

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策
(国内制限措置の延長と一部変更)

2022年11月21日
在ギリシャ日本国大使館

1 ギリシャ政府が国内制限措置を延長しましたので、お知らせいたします。今回の措置の有効期間は、12月5日までとなっています。なお、今回の延長に伴う主な変更点は以下のとおりです。

- 病院等の医療機関では、入院患者への訪問者は原則禁止とする。
- 付添人は1名まで(小児科の場合は2名まで)とする。
- 入院患者に対しては、ワクチン接種の有無に関わらず、
 - ー通常入院では、48時間以内の PCR 検査結果の提示を義務付ける。
 - ー緊急入院では、速やかにラピッド検査を受検し、入院1日目以内に PCR 検査の受検を義務付ける。

但し、緊急救命の場合は、原則として新型コロナウイルス検査結果の提示義務は免除される。

- 病院等の医療機関(緊急救命及びプライマリケア医療機関を除く)では、入院患者の付添人に対し、ワクチン接種の有無に関わらず、3日おきに、72時間以内の PCR 検査、または48時間以内のラピッドテスト結果の提示を義務付ける。
- プライマリケア医療機関(緊急救命を除く)では、非免疫者の付添人に対し、48時間以内の PCR 検査またはラピッドテスト結果の提示を義務付ける。

2 「制限措置の一覧」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。

※各種施設利用時の必要書類が流動的でわかりにくくなっています。別添資料をご確認いただくとともに、詳細については各事業社等にお問い合わせください。

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. ,152 31 Halandri

TEL :210-670-9910, 9911

FAX :210-670-9981

H P :<http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail :consular@at.mofa.go.jp